

平成29年 秋季全国火災予防運動が 実施されます

期間 11月9日(木)～11月15日(水)

全国統一防火標語

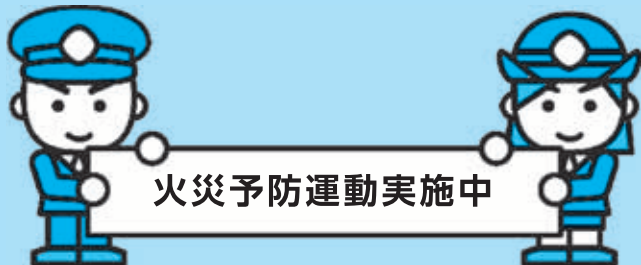
『火の用心

ことばを形に

習慣に』

小松島市消防本部で実施する主な行事

- ① 広報車などによる火災予防広報
- ② 大型店舗・危険物施設などへの立入検査
- ③ 空き地の枯草除去依頼
- ④ 消防水利の点検整備
ご協力よろしく申し上げます。



住宅火災を予防しましょう

全国では年間に3万9千件以上の火災が発生しており、その半数以上は建物火災が占めています。さらに、住宅火災による死者数は、建物火災による死者数の約8割に上り、うち約7割が65歳以上の高齢者となっています。

住宅火災を予防するため、次のことに注意してください。

◎タバコの火災予防

- ・寝タバコをしない。(特に飲酒後は危険です。)
- ・灰皿に吸い殻を溜めこまない。
- ・吸い殻は一度水にさらしてから捨てる。
- ・喫煙場所を決めておく。

◎ストーブの火災予防

- ・外出時や就寝時は必ず火を消す。
- ・洗濯物の乾燥に使わない。
- ・寝具やカーテンから離して使う。
- ・給油する時は必ず火を消す。

◎コンロの火災予防

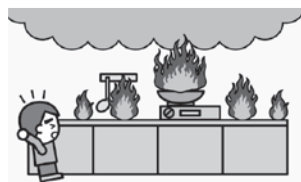
- ・離れる時は火を消す。
- ・周囲に燃えやすい物を置かない。
- ・換気扇やグリルはいつもきれいにしておく。

◎電気コードなどの火災予防

- ・タコ足配線をしない。
- ・コードの上に重い物をのせない。
- ・プラグを抜く時はコードを引っ張らない。
- ・コードを束ねて使わない。

◎放火の火災予防

- ・ごみは必ず収集日に出す。
- ・家の周りに燃えやすい物を置かない。
- ・門戸、車庫、物置は施錠する。



住宅用火災警報器の 点検をしましょう

火災が発生したときに、就寝中であつたり、仕切られた部屋などで物事に集中していたりすると、火災に気づくのが遅れてしまいがちです。そこで、家庭内での火災の発生をいち早く知らせてくれるのが、住宅用火災警報器です。

住宅用火災警報器は、平成18年6月から、火災の早期発見を目的として設置が義務化され、すでに10年以上が経過しています。住宅用火災警報器の使用期限はメーカーや型式によって多少の差はありますが、設置から約10年となっています。これは電池の期限だけに限ったことではなく、本体の交換を推奨するものなので、設置からの経過年数もご確認をいただき、住宅用火災警報器の点検をお願いします。

【お問い合わせ先】

市消防本部

☎ 32・0119

FAX 32・3595

Mail:shoubou@city.komatsushi

ma.i-tokushima.jp

